



石岡市告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、石岡都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年11月22日

石岡市長 谷 島 洋



1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 準防火地域

削除する部分

石岡市 府中一丁目及び三丁目の各一部

3 縦覧場所

石岡市都市建設部都市計画課

石岡都市計画防火地域及び準防火地域の変更（石岡市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
準防火地域	約37ha	0.05ha 減

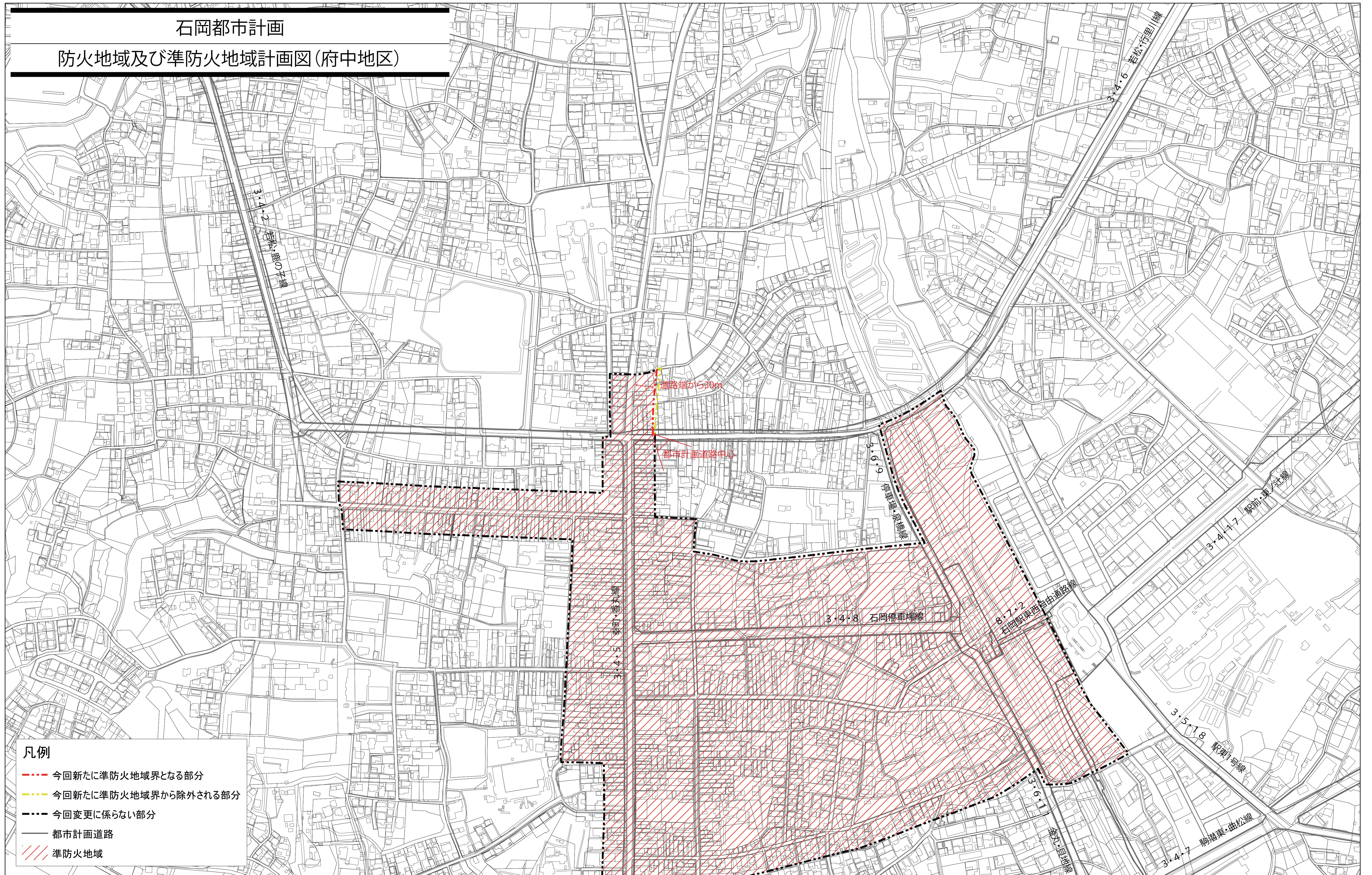
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路の変更に伴う都市計画用途地域の変更に合わせて、本案のとおり準防火地域を変更するものである。

# 石岡都市計画

## 防火地域及び準防火地域計画図(府中地区)



### 凡例

- 今回新たに準防火地域界となる部分
- 今回新たに準防火地域界から除外される部分
- 今回変更に係らない部分
- 都市計画道路
- /// 準防火地域

